

一、本會は、社会福祉の増進に努め、貧窮者、孤獨者、病弱者、老人、少年、少女、婦女子、障害者、その他社会弱者の救済に努むることを宗旨とし、そのために必要とする事業を遂行する。

二、本會は、社会福祉の増進に努め、貧窮者、孤獨者、病弱者、老人、少年、少女、婦女子、障害者、その他社会弱者の救済に努むることを宗旨とし、そのために必要とする事業を遂行する。

三、本會は、社会福祉の増進に努め、貧窮者、孤獨者、病弱者、老人、少年、少女、婦女子、障害者、その他社会弱者の救済に努むることを宗旨とし、そのために必要とする事業を遂行する。

四、本會は、社会福祉の増進に努め、貧窮者、孤獨者、病弱者、老人、少年、少女、婦女子、障害者、その他社会弱者の救済に努むることを宗旨とし、そのために必要とする事業を遂行する。

五、本會は、社会福祉の増進に努め、貧窮者、孤獨者、病弱者、老人、少年、少女、婦女子、障害者、その他社会弱者の救済に努むることを宗旨とし、そのために必要とする事業を遂行する。

ロ、醫師、看護婦等ヲ増員スル事

ハ、特殊勤務者ヲ特別扱ヒニスル事

ニ、年中無休診ニスル事

(自動年部)

十一 舊車輛使用者ニ舊車手當ヲ支給サレ度シ

理由

舊車輛擔當者ハ其ノ勞力ニ於テ運轉上ノ過勞ニ於テ又乗客ニ對スル配慮ニ於テ尙車輛ノ手入レニ於テ、新車擔當者ニ比シ數倍ノ苦心ヲナシツ、アル事ハ當局者モヨク知ツテイル事實デアレコウシタ舊車擔當者ノ余分ノ勞力ノ消費ニ對シテハ當然相當ノ手當ヲ支給サレル可キデアルト思フ依ツテ具体案ノ如ク支給セラレ度シ

具体案

一日ニ參拾錢ノ手當ヲ支給スル事